

岡崎市健康基本条例（素案）に対する意見と岡崎市議会の考え方

No.	意見	岡崎市議会の考え方
1	<p>第8条では健康に配慮されたまちづくりに取り組まれることが謳われており、下の解説では誰もが利用しやすく安心して安全に歩くことができる「歩きやすい」観点と、水辺空間や歴史文化資産を生かした快適で魅力ある「歩きたくなる」観点から、遊歩道、公園等の歩行空間を整備します。とあります。</p> <p>ただ、この文面からは、整備されるのが市の中心部（現在進行中の乙川のリバーフロント）の整備のことに感じられます。中心部整備には岡崎市の活性化につながるものと期待する所ですが、もし中心部を「歩きやすく、歩きたくなる環境の整備」とするのでしたら、市役所や保健所、警察署など市民生活に必要な行政施設を集約し、そこを訪れた人が必然的に川辺空間を歩くようにされてはどうかと考えます。</p> <p>健康のために運動は必要と思いつつも、なかなか継続できない人が多いと思います。知らず知らず歩いてしまう、運動してしまふ環境整備も一考いただければと思います。</p>	<p>第8条は、市の中心部に限定したのではなく、市内の各地域において、それぞれが持つ資源を活用しながら、解説文にあるような「歩きやすい」観点と「歩きたくなる」観点からの空間を創出することにより、市民の健康づくりを推進するというものです。</p> <p>その一例として、現在市の中心部では、名鉄東岡崎駅、乙川河川緑地、桜城橋、中央緑道、籠田公園、りぶら、岡崎公園などの公共空間の各拠点を結ぶ主要回遊動線であるQURUWAにおいて、民間事業者と連携した公民連携によるまちづくりを推進しております。その中で、安全で快適な歩行空間整備と歩いて楽しい道路空間利活用の促進を図っており、こうした施設を訪れた人が魅力を感じ、思わず歩いてしまうような空間の創出に努めているところです。</p> <p>なお、条文については、原文どおりとさせていただきます。</p>